

要件が大きく変わります！「持続化補助金」主な変更点

通常枠(第20回)・創業型(第4回)

申請受付開始：11月 5日(木)

申請受付締切：12月15日(火)

通常枠 ▶



創業型 ▶



★申請時に必ず最新の公募要領やホームページをご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金の主な変更点比較表】

※①～⑦は通常枠・創業型共通、⑧～⑪は通常枠

変更項目	[変更前] 通常枠：第19回・創業型：第3回 (従来)	[変更後] 通常枠：第20回・創業型：第4回
①経費：相見積もり	1件あたり100万円超(税込)で必要	1件あたり50万円超(税込)へ基準引き下げ
②広告費	上限なし	・補助金額の上限を30万円へ変更 ・広報費のみでの申請は不可 ・インターネット広告や電子パンフレット作成等、広報系の経費が本枠へ移行
③ウェブサイト関連費	補助金交付申請額の1/4（最大50万円等）	・補助金額の上限を30万円(税込)へ変更 ※単独申請不可の条件は継続
④新商品開発費	—	テストマーケティングやニーズ調査などの「市場調査を伴う事業のみ」を対象とする
⑤補助事業計画の具体化・審査	定量的な成果の記載は必須要件ではない	・定量的な成果（売上高・売上総利益の増加）の記載が必須 ・客観的データを用いた市場/顧客ニーズ分析、営業方針、新規取引・値上げ見込み等の根拠・説明が必要 ・審査時、エビデンスに基づく増加見込みの妥当性が加味される
⑥取得した財産について	—	補助事業終了後も継続して使用し、事業展開に役立っていることが明確になっているかを審査の観点として追加
⑦健康経営有料法人加算	—	「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者に対し、採択審査時に政策的観点からの加算を追加
⑧賃上げ特例	事業場内最低賃金が申請時より+50円以上とする等の要件	実績報告時と前年を比較し、「1人当たりの給与総支給額の年平均が3%以上増加」へ要件を変更
⑨賃上げ加算	賃上げ特例と同様（+30円以上等）	賃上げ特例と同様の枠組みに変更し、要件を「年平均2%以上の増加」とする
⑩地域別最低賃金引上げ加算	—	申請前の事業内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未達の賃金で雇用している従業員（3か月以上）がいる場合を要件として追加
⑪再申請について	事業効果報告書(様式14)提出完了後申請可能	様式14提出完了後、さらに1年が経過後申請可能